

平成 18 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名	ア ー ス 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 太 田 勝 久
コ ー ド 番 号	8 5 1 4 (札 幌 証 券 取 引 所)
問 合 せ 先	経 営 企 画 室 グ ル ー プ 長 澤 田 英 幸
T E L	0 1 1 - 6 2 2 - 1 5 1 5

今後の消費者金融事業に対する当社の方向性、および自動契約コーナー等の全廃、所有不動産の使用目的の変更と減損損失等計上に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 22 日開催の取締役会において、今後の消費者金融事業に対する方向性、自動契約コーナー等の全廃、所有不動産の使用目的の変更を決議し、それらに伴う減損損失等を計上する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【今後の消費者金融事業に対する当社の方向性】

今後の経営環境の悪化、不透明感を見越し、与信の強化、厳格化をなお一層推進し、営業貸付債権の売却も視野に入れながら、消費者金融事業の規模を大胆に縮小してまいります。

その一方で、『投資事業』を今後の当社の事業の中核に据え、消費者金融会社から投資会社へと社名（商号変更）も視野に、“業態転換”を図ってまいります。

【自動契約コーナー等の全廃について】

1. 背 景

早晚、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の規制金利の引下げや、「貸金業の規制等に関する法律」の改正等が予想され、その与える影響には計り知れないものがあり、消費者金融会社をめぐる経営環境は激変し、従来のビジネスモデルが通用しなくなるものと考えます。

そのような状況下にありまして、当社は逸早く経営の合理化に着手すべきであるものと認識し、自動契約コーナー、ATMコーナーの全廃を実施するものであります。

2. スケジュール・内容

既存のお客様へのお知らせを行いながら、順次廃止を行い、平成 19 年 3 月 31 日までにすべての自動契約コーナーおよび ATM コーナー 1 箇所を廃止するものとします。

お客様にご不便をおかけすることのないよう、入金チャネルとして銀行等との ATM 提携を実施する予定であります。

<ご参考>

平成 18 年 10 月 31 日現在の自動契約コーナー 4 2 箇所、ATM コーナー 1 箇所
(札幌市内 1 5 箇所、ほか道内 1 8 箇所、宮城県内 9 箇所)

【所有不動産の使用目的の変更について】

1. 対象となる不動産

大通11ビル（札幌市中央区）

2. 使用目的変更の内容

同ビルは、当社本社機能の一部を補完し、その多くの部分を自社使用してきましたが、人員規模の縮小等により、自社使用の必要性に乏しくなってきたため、賃貸用不動産として使用する旨、決議したものであります。

【減損損失等の計上について】

自動契約コーナー等の全廃に伴い、減損損失 271,328 千円程度、賃貸借契約解約損 14,501 千円程度を特別損失として計上する見込みであります。

また、大通11ビルの使用目的変更に伴い、減損損失 130,172 千円を特別損失として計上する見込みであります。

なお、本日開示しました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」、中間決算発表で公表いたしました通期の業績予想数値に本件は織り込んでおります。

【将来予測に関する記述】

本資料には、現在および将来に関する記述が含まれており、将来に関する記述は、当社が現時点で入手している情報に基づく判断および仮定に基づき当社が予測したものであります。かかる将来予測に関する記述は、潜在的なリスクや不確実性を伴うものであり、将来における当社の実際の業績とは大きく異なる可能性があります。

以上